

予算特別委員会資料

# 令和8年度予算説明書

消 防 局

# 目 次

1 予算第 1 号議案 令和 8 年度神戸市一般会計予算（関係分）	P. 1
第 1 消防局予算の概要	P. 2
第 2 歳入歳出予算一覧表	P. 6
第 3 歳入予算の説明	P. 7
第 4 歳出予算の説明	P. 8
第 5 債務負担行為	P. 10
2 関連議案	
第 40 号議案 神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例	P. 13
第 41 号議案 神戸市火災予防条例の一部を改正する条例	P. 16

# 1 予算第1号議案

令和8年度神戸市一般会計予算（関係分）

# 第1 消防局予算の概要

## 1 総括

令和7年は岩手県大船渡市での林野火災、大分市佐賀関での密集市街地火災など、全国で大規模な火災が発生した。また、青森県東方沖を震源とする地震など、地震活動も活発化している。こうした状況を踏まえ、消防防災体制の強化が一層重要になっている。さらには、少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化に対応した消防体制の整備も求められている。

これらの諸課題に対応するため、令和8年度、消防局は幅広い人材とICTなどのテクノロジーの活用により、災害対応力を強化し、安全・安心を確保するために、次の施策に重点的に取り組む。

## 2 主要施策

### (1) 激甚化・頻発化する災害への備え

#### ①実践的訓練施設の整備

229,934千円

多様な災害に対応できる消防職団員の育成を図るため、様々な災害現場を再現した実践的訓練施設（風水害対応訓練施設、震災対応訓練施設、ドローン訓練場）を市民防災総合センターに整備する。



風水害対応訓練の様子（イメージ）

#### ②三田市との消防指令事務の共同運用

1,883,129千円

神戸市・三田市における災害対応力向上を図るため、消防指令事務の共同運用に向けた消防指令システム構築を進める。

### ③情報収集用ドローンの運用

24,713 千円

災害状況を迅速に把握し適切な初動対応を行うため、各消防署に配置したドローンの操縦技能の向上を図るとともに、老朽化した機体を更新する。



ドローン活用の様子（イメージ）

### ④神戸市・兵庫県消防防災ヘリコプター共同運航

2,667,650 千円

機動的に災害対応を行う体制を確保するため、兵庫県との消防防災ヘリコプター3機の共同運航を継続するとともに、老朽化した機体を更新する。

## （2）幅広い世代の参加による地域防災力の向上

### ①防災福祉コミュニティ支援事業の推進

44,452 千円

地域防災力の向上を図るため、将来の地域防災の担い手である若い世代（防災ジュニアチーム）の育成支援や企業等による地域防災活動の活性化を図る。

### 【新】②消防団の充実強化

829,671 千円

〔うち、令和7年度2月補正 5,500 千円〕

地域の防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化した消防団施設の現状を調査し計画的な整備を進める。また、消防団員の入団促進に取り組むとともに、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプを整備する。



小型動力ポンプ訓練の様子

### (3) 市民・事業所等の安全対策の推進

#### ①火災予防の啓発

4,580 千円

住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理の徹底、並びに高齢者や外国人への火災予防啓発等を推進する。

#### ②防災教育の充実及び応急手当の普及推進

10,933 千円

市民の防災意識の向上を図るため、災害を疑似体験できる火災・土砂災害VR、消火訓練AR及びVR起震車を活用した防災教育を実施する。また、若い世代を対象とした市民救命士講習を推進し、応急手当の普及を図る。



ARを活用した災害疑似体験の様子

### (4) 安定的な救急サービスの提供

#### 【新】①救急活動の充実強化

17,905 千円

安定した救急サービスを実現するため、マイナンバーカードを活用した救急活動を推進するとともに、救急情報システム（タブレット）の運用により医療機関との連携を充実させ、救急隊員の負担軽減と効率化を図る。



マイナンバーカード活用の様子（イメージ）

#### ②救急車の適正利用の促進

3,500 千円

救急車の適時・適切な利用を促すため、民間搬送事業者を紹介する「おくる電」及び「救急安心センターひょうご（#7119）」の利活用の推進を図る。

③高度救命体制の推進 28,061 千円  
救える命を救うため、救急救命士の新規養成及び高度な救命処置の実習等を実施する。

(5) 神戸のまちと人を守るための組織づくり

【新】①北神消防署の整備 8,000 千円

[うち、令和7年度2月補正 8,000 千円]

地震や土砂災害などの自然災害に対する北神地区の消防防災体制の強化を図るため、北消防署北神分署を北神消防署に格上げし、必要な施設を整備する。

②灘消防署の整備 484,000 千円

灘区の防災拠点である灘消防署の機能強化を図るため、現地での建て替え工事を進める。

【新】③新型活動服の導入 55,565 千円

[うち、令和7年度2月補正 55,565 千円]

消防職員の熱中症予防のため、通気性に優れた新型活動服を導入し、高温環境下における勤務環境を改善する。

## 第2 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		予 算 額	備 考
款	項		
1 6	分担金及負担金	278,129	
	1 負 担 金	278,129	
1 7	使用料及手数料	37,874	
	1 使 用 料	9,880	
	2 手 数 料	27,994	
1 8	国庫支出金	29,750	
	2 補 助 金	29,750	
1 9	県支出金	261,077	
	1 負 担 金	260,077	
	2 補 助 金	1,000	
2 0	財産収入	24,796	
	1 財産運用収入	14,996	
	2 財産売却収入	8,410	
	3 基金収入	1,390	
2 1	寄附金	165,000	
	1 寄 附 金	165,000	
2 2	繰入金	2,883	
	2 基金繰入金	2,883	
2 4	諸収入	118,806	
	7 雑 入	118,806	
2 5	市債	7,390,000	
	1 市 債	7,390,000	
歳 入 合 計		8,308,315	

(単位：千円)

歳 出		予 算 額	備 考
款	項		
1 2	消 防 費	26,902,284	
	1 消 防 費	26,902,284	
歳 出 合 計		26,902,284	

### 第3 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	278,129	304,326	△ 26,197	
1 負担金	278,129	304,326	△ 26,197	
4 消防費負担金	278,129	304,326	△ 26,197	
1 消防費負担金	278,129	304,326	△ 26,197	消防指令・情報システム整備負担金
17 使用料及手数料	37,874	41,204	△ 3,330	
1 使用料	9,880	10,143	△ 263	
9 消防使用料	9,880	10,143	△ 263	
1 消防施設	9,880	10,143	△ 263	駐車場使用料等
2 手数料	27,994	31,061	△ 3,067	
7 消防手数料	27,994	31,061	△ 3,067	
1 危険物取扱許可等	27,994	31,061	△ 3,067	危険物製造所設置許可等手数料
18 国庫支出金	29,750	20,000	9,750	
2 補助金	29,750	20,000	9,750	
10 消防費補助	29,750	20,000	9,750	
1 消防団力向上モデル事業	5,000	5,000	0	消防団充実強化の推進
2 特殊地下壕対策補助	24,750	15,000	9,750	特殊地下壕対策事業
19 県支支出金	261,077	306,240	△ 45,163	
1 負担金	260,077	305,240	△ 45,163	
3 消防費負担金	260,077	305,240	△ 45,163	
1 へり共同運航負担金	260,077	305,240	△ 45,163	神戸市・兵庫県消防防災へり共同運航負担金
2 補助金	1,000	1,000	0	
8 消防費補助	1,000	1,000	0	
1 消防団活性化事業費補助	1,000	1,000	0	消防団活性化事業費補助金
20 財産収入	24,796	24,083	713	
1 財産運用収入	14,996	16,138	△ 1,142	
2 貸家料	14,996	16,138	△ 1,142	
1 公舎	14,996	16,138	△ 1,142	中央待機宿舎使用料等

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 財産売却収入	8,410	7,848	562	
3 物品売却代	8,410	7,848	562	
6 消防局	8,410	7,848	562	車両等売却代
3 基金収入	1,390	97	1,293	
1 基金収入	1,390	97	1,293	
12 防災安全推進基金	1,390	97	1,293	預金利子
21 寄附金	165,000	170,000	△ 5,000	
1 寄附金	165,000	170,000	△ 5,000	
2 其他寄附	165,000	170,000	△ 5,000	
11 消防局	165,000	170,000	△ 5,000	篤志者等寄附
22 繰入金	2,883	50,610	△ 47,727	
2 基金繰入金	2,883	50,610	△ 47,727	
1 基金繰入金	2,883	50,610	△ 47,727	
14 防災安全推進基金繰入	2,883	50,610	△ 47,727	防災安全推進基金
24 諸収入	118,806	111,523	7,283	
7 雑入	118,806	111,523	7,283	
5 償還金	1,653	1,456	197	
22 消防局	1,653	1,456	197	施設電気使用料償還金等
9 雑入	117,153	110,067	7,086	
17 消防局	117,153	110,067	7,086	消防団員等公務災害補償等共済基金受入等
25 市債	7,390,000	5,189,000	2,201,000	
1 市債	7,390,000	5,189,000	2,201,000	
7 消防債	7,390,000	5,189,000	2,201,000	
1 消防施設整備事業公債	7,390,000	5,189,000	2,201,000	庁舎・車両等整備
合 計	8,308,315	6,216,986	2,091,329	

## 第4 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県 支出金	市 債	そ の 他 特定財源	一般財源
12 消 防 費	26,902,284	23,681,677	3,220,607	290,827	7,390,000	627,488	18,593,969
1 消 防 費	26,902,284	23,681,677	3,220,607	290,827	7,390,000	627,488	18,593,969
1 職員費	16,843,894	15,777,651	1,066,243	-	-	-	16,843,894
2 消防費	1,707,294	1,596,595	110,699	-	-	244,904	1,462,390
3 消防団費	824,171	639,000	185,171	6,000	571,000	97,234	149,937
4 消防施設等 整備費	7,526,925	5,668,431	1,858,494	284,827	6,819,000	285,350	137,748

### 1 職 員 費

16,843,894 千円

本目は、消防職団員等の給料等に要する経費である。

(1) 給 料	6,396,529 千円
(2) 職員手当等	7,402,446 千円
(3) 共 済 費	2,463,987 千円
(4) 旅 費	13,760 千円
(5) 報 酬	567,172 千円

## 2 消 防 費

1,707,294 千円

本目は、消火、救急、救助、水防等の消防活動及び火災予防活動並びに消防本部、市民防災総合センター、消防署所の運営管理に要する経費である。

(1) 事務管理費	340,548 千円
(2) 人事厚生費	120,264 千円
(3) 施設管理費	118,636 千円
(4) 消防自動車等管理費	259,089 千円
(5) 情報通信施設管理費	56,810 千円
(6) 管制システム運営費	232,124 千円
(7) 予防査察費	67,147 千円
(8) 警 防 費	314,239 千円
(9) 救急業務費	158,551 千円
(10) 救助業務費	8,890 千円
(11) 市民防災総合センター運営費	30,996 千円

## 3 消 防 団 費

824,171 千円

本目は、消防団の運営管理等に要する経費である。

(1) 活動運営費及び研修訓練費	18,716 千円
(2) 施設・機械維持管理費	39,905 千円
(3) 退職報償金・災害補償費	177,751 千円
(4) 装備・被服等整備費及び事務費	19,799 千円
(5) 施設等整備費	568,000 千円

## 4 消防施設等整備費

7,526,925 千円

本目は、消防庁舎、消防車両、消防資機材の整備等に要する経費である。

(1) 消防庁舎等整備費	1,756,146 千円
(2) 消防車両等整備費	947,000 千円
(3) 消防資機材等整備費	47,000 千円
(4) 情報通信施設関連経費	2,109,129 千円
(5) 航空機動隊関連経費	2,667,650 千円

## 第5 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
消防団施設等の整備	令和8～9年度	198,000
防災活動車両充実強化	令和8～9年度	719,000
消防指令・情報システム現行機器撤去費等	令和8～9年度	44,000
北神消防署の整備	令和8～9年度	18,000

## 2 関 連 議 案

第 40 号議案

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件

第 41 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

第 40 号議案

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例

神戸市消防賞慰金支給条例（昭和42年 7 月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(賞慰金)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p>殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（消防職員については神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年 3 月条例第 8 号)第 7 条第 2 項に規定する扶養親族及び他の生計の途が</p>	<p>(賞慰金)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p>殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（消防職員については神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年 3 月条例第 8 号)第 7 条第 2 項に規定する扶養親族、消防団員については</p>

なく主としてその職員の扶養を受けている配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、消防団員については非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

別表第2 (第2条関係)

	功績の程度	
身体障害の程度(等級)	(1) 特に顕著な功労があり、他の模範と認められる者	(2) 多大な功労がある者
[略]	[略]	[略]

備考

1 この表の等級は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に規定する障害の等級区分によるものとし、その等級の決定については、地方公務員災害補償法第29条第5項

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

別表第2 (第2条関係)

	功績の程度	(1) 特に顕著な功労があり、他の模範となると認められる者	(2) 多大な功労がある者
身体障害の程度(等級)			
[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 この表の等級は、地方公務員災害補償法別表に規定する障害の等級区分によるものとし、その等級の決定については、同法第29条第2項、第3項(第1号を除く。)及び第5項の規定を準用する。

及び第6項（第1号を除く。）並びに地方公務員災害補償法施行規則第26条の5第2項の規定を  
準用する。

2 [略]

2 [略]

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

賞慰金の加算規定の変更等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 41 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章、第2章 [略]	第1章、第2章 [略]
第3章 火を使用する設備の位置、 構造及び管理の基準等	第3章 火を使用する設備の位置、 構造及び管理の基準等
第1節～第5節 [略]	第1節～第5節 [略]
第6節 <u>火災に関する注意報の発 令及び火災に関する警報 の発令中における火の使 用の制限（<u>第29条の8— 第30条</u>）</u>	第6節 火災に関する警報の発令 中における火の使用の制 限（第30条）
第3章の2～第10章 [略]	第3章の2～第10章 [略]
附則	附則

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易

サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第16号から第20号まで、第2項、第3項第6号及び第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備等)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)及びサウナ室(以下「一般サウナ設備等」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 一般サウナ設備等は、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
- (2) 一般サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (3) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- (4) 一般サウナ設備は、サウナ室の出入口等の付近で避難の支障とな

(サウナ設備等)

第7条の2 サウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)及びサウナ室(以下「サウナ設備等」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) サウナ設備等は、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
- (2) サウナ設備は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (3) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- (4) サウナ設備は、サウナ室の出入口等の付近で避難の支障となる位

る位置に設けないこと。

(5) [略]

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第6節 火災に関する注意報の発令及び火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する注意報の発令)

第29条の8 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要すると認めるときは、火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、次条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定

置に設けないこと。

(5) [略]

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第6節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

めるところによらなければならない。  
い。

(1)～(5) [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) [略]

(7の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(8) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(9)～(18) [略]

(1)～(5) [略]

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) [略]

(8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(9)～(18) [略]

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

火災注意報の創設並びに対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する基準の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。